

平成23年5月25日

株 主 各 位

東京都板橋区上板橋3丁目1番1号

株式会社 **東武ストア**

取締役社長 宮内正敬

第65期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第65期定時株主総会におきまして下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

記

- 報告事項**
- 第65期（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 - 第65期（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
第4章 取締役及び取締役会 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>

（裏面をご覧ください）

変 更 前	変 更 後
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
第28条 ↳ 第35条 (条 文 省 略) (新 設)	第29条 ↳ 第36条 (監査役の責任免除)
	第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	2. 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第36条 ↳ 第39条 (条 文 省 略)	第38条 ↳ 第41条 (現 行 ど お り)

第 2 号議案 取締役11名選任の件

本件は、宮内正敬、永井利幸、丹羽茂美、戸口成之、土金信彦、山本秀昭、根津嘉澄、保坂直之、榛沢雅己、小川長治、大浦 理の11氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、根津嘉澄氏、保坂直之氏及び大浦 理氏は社外取締役であります。

第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

本件は、原案どおり田島 真氏及び小島亜希子氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、田島 真氏及び小島亜希子氏は社外監査役であります。

第 4 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、本総会終結の時をもって取締役を退任された杉生 繁、長岡秀実の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会に一任することとして承認可決されました。

以 上

~~~~~  
 追って本総会終了後に開催された取締役会におきまして、代表取締役・取締役社長に宮内正敬、常務取締役永井利幸、丹羽茂美の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。